

〔園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会〕

第6回新市建設計画策定小委員会

平成16年8月10日(火) 美山文化ホール 第1会議室

野中委員長・岸上副委員長・仲村委員・中島委員・中川委員・高橋委員・
井尻委員・柿迫委員・滝村委員・福嶋委員・藤林委員・上原委員・竹内
委員(欠席:新田委員) 傍聴 28名

1. 開 会 (午後13:25)

2. 議 題

(1)協議第1号「4 新市の事務所の位置に関すること(継続協議)」

【主な意見・質疑応答】

(委 員) 支所に予算権限はあるか。

(事務局) 各支所に、当分の間、人員配置をして支所機能を低下させないように、総合窓口支所としての役割を果たしていくという考え方である。

(委 員) 支所長に権限はどこまで持たせるのか。支所長は理事者か。

(事務局) 支所長には理事者としての権限を持たせる。従って、イメージ図では、助役より一段下がっているが、助役の横に支所長を配置する形で訂正いただきたい。ただし、職務執行代理者としての役割があり、助役1名は必要。

(委 員) 支所長は長期に置くのではなく、できる限り一本化することが好ましい。一時期は必要であるが、いつまでも残すのでは合併のメリットの意味がなくなるので検討いただきたい。また、基本的な考え方では、将来的に財政負担が大きく生じるような新施設は建設しないこととされているが、全く何も建設しないということになると車庫一つ建設できないことになるので、「できる限り建設しない」という程度に幅を持たせる必要がある。また、職員も全て新市に引き継ぐとされているが、「できる限り新市に引き継ぐ」という柔軟な対応が必要である。

(委 員) 支所長に財政権限はどこまで持たせるのか。

(事務局) 予算は本庁一本。決裁権は、支所長が予算の範囲内で行使する。

(委 員) 支所方式でいくという提案だと思うが、分庁方式についての考えは。

(事務局) 視察を行った郡上市でも、分庁方式については見える範囲でなら可能だが、遠距離では効率的な行政運営ができないということであった。事務局でも3案を検討したが、総合的に判断して本案を提案した。

(委 員) 各支所に支所長を置き、7割の人員配置をすることを考えると、ある程度の予算権・決裁権も必要。郡上市では、約1000万円の予算を配分し、決裁権は3000万円であった。

(事務局) 郡上市も予算の割り当てはしたが、予算編成の権限は本庁に置いており、割り当てられた予算の中で、支所長が執行している。ただ、詳細な組織形態については、総務・企画・議会小委員会でも検討されるとともに、全体の予算額も決まっていない中では、このような問題につ

いてはこの場で結論が出せるものでなく、今後検討していく必要があると思われる。

- (委員) 今朝の新聞に、この小委員会で秘密会議が行われたような内容が書かれたチラシが折り込まれていたが、この懇談会では、この小委員会がスムーズに、円滑に運営できるよう、運営の方法について協議したものであり、重要な内容について議論したものでないと理解している。また、子宝条例等の福祉サービスが低下するような誤解も与えているが、園部町においては、議会においても、子育て支援のサービス水準が低下しないということを確認した上で、この協議に参画しているので、このような意見があったことを伝えていただきたい。
- 質問だが、「新施設は建設しない」は、「できるだけ建設しない」という表現に変えてはどうか。また、各支所の数字を出すのはどうか。一人歩きすると困る。表現の仕方を変えられないか。
- (委員長) 子宝条例や福祉の関係については、行政のレベルは低下させないということを終始申し上げてきている。辞意の件については、理事会を開いて、お互いに冷静な判断をするために協議したのは事実であり、その中で、引き続き任にあたるということになったことを申し上げておきたい。
- (事務局) 特別職等の給与については、特別職報酬等審議会を開き、給与の適正化を図るという付帯条件がついているので御理解願いたい。支所等の職員数については、4月1日の数字を当てはめたものであるが、根拠については、合併特例法において職員は新市に引き継ぐと規程されているので、「全て新市に引き継ぐ」とした。「新施設は建設しない」とは、本庁舎を建設しないという意味であり、改修・修理はこれに含まない。
- (委員) 各支所への人数の割り当ては参考としたい。美山町では、現在の庁舎を改造する必要があるが、改造するよりは支所に対応した小さな建物を建てたいと考えている。これは、新たな負担を生じるのではなく、先人が残してくれた基金の中で対応する。
- (事務局) 「職員は、全て新市に引き継ぐ。」を「職員は、新市に引き継ぐ。」に修正する。
- (委員) 視察に行った飛騨市では、1万6千人・1万2千人の町と2千人弱の村が合併し、うまくいっているということであったが、大きな町が小さな村に配慮している。支所長の権限が市長の次になるよう、また、支所長に財政権限等を持たすことがうまくいく例ではないか。対等合併でもあり、支所に権限を持たせることに重点を置いた検討をお願いしたい。
- (事務局) 今回の合併については財政基盤を強化させることが目的であり、各支所長に全ての予算権限を持たせることは適当でないのではないかと。権限と予算は分離したものであり、一定の権限は予算の範囲内で支所長に委ねることになると考える。
- (委員長) 支所長の権限は、議会で承認された予算の範囲内に限られることであり、また、新市の条例の中でも位置づけられる範囲内で権限を委任するべきである。そのような確認で構わないか。
- (一同) 異議なし。
- (委員) 支所、本庁の人数割については、3割、7割ということで理解したい。なお、6ページの「新市事務所の位置決定のコンセプト」については、内容に問題があるというわけではないが、小委員会の議論の中で出てくるべきものであり、事務局から出すべきものではないと思う。
- (委員) 新市の位置については、具体的な議論が出ていない。最初からこのような条件を付けて出すのは良くない。
- (事務局) 事務局からはコンセプトを出しただけであり、事務局案として示したものでない。また、幹事会でも確認いただいた内容であり、あくまでも概念である。

- (委員長) 整理したい。2ページの中の「新施設は建設しない」は「できる限り建設しない」としていただきたい。「職員は、全て新市に引き継ぐ」にも「できる限り新市に引き継ぐ」と修正願いたい。人員については、参考であり決定されたものでないことを確認いただきたい。庁舎については、今日までの基金での対応を認めてもらいたいとの申し出に対する確認。6ページのコンセプトは継続審議とすることについての確認をすることとしてよいか。
- (委員) 職員については、特例法の関係があるのではないか。
- (事務局) 特例法で、職員は新市に引き継ぐとされているため、「職員は、新市に引き継ぐ」という形で訂正いただきたい。
- (委員) 「住民サービスの向上は、CATV等広域情報網を活用する。」という表現は分かりにくく、整理する必要がある。人数は表現しない方がよい。一人歩きする。
- (委員長) 人数は消すこととしたいが、構わないか。
- (委員) 支所の中に、行政委員会を分庁方式で入れるのか。
- (事務局) 議会以外の行政委員会は各支所に含まれている。
- (委員) 福祉事務所や議会事務局は本庁舎の中に無理に入れなければならないという訳ではない。結果として分庁方式があってもいいのではないか。
- (委員長) 本庁中心でできる分野、支所においてできる分野を分ける必要がある。この点については、事務局で十分調整して無駄のない方式を検討さすということにしたいが、構わないか。
- (一同) 異議なし。
- (委員) 庁舎建設について「できる限り建設しない」とするのはどうか。前段の「将来に財政負担が大きく生じるような」という表現で十分足りるのではないか。
- (委員) 新市になった後、一切建設しないというのは大変だということで申し上げた。付帯施設は除き本庁舎だけということなら話は別である。
- (事務局) 部分的な改修については、特例債の認める範囲内で活用してはどうかということで提案している。
- (委員) 文言については、今日の議論を踏まえ、事務局で整理して出してもらう必要がある。
- (委員) 決をとらなければならない。
- (委員長) 新施設については、「できる限り建設しない」とする意見。CATVについては、「広域情報網を整備して」とする意見。職員については、「全て」という文言を削除するという意見について、検討いただきたい。
- (委員) CATVについては、これから整備する町もあり、「整備」を入れた方がよい。
- (委員長) 以上の点について理解いただけたものとして、事務局で字句整理の上、再提案させるということで異議ないか。
- (一同) 異議なし。
- (委員長) 4ページのイメージ図については、人員を削除することとしてよいか。また、支所長については、当分の間、現在の町長なり助役さんで、新市長や新助役の支え役であり相談役であることが大切ではないかと考え、助役と同列にしてはどうかと考えるがどうか。
- (委員) 4ページのイメージ図の中では、「支所長(区長)」となっているが、区長は、新特例法でいうところの区長か。
- (事務局) 自治区という形で規程があるが、無報酬でやってもらうというものである。そのような形態ではなく、当分の間、5年になるか3年になるか分からないが、無報酬でなく権限と責任を

持って4町の調整にあたってもらうことが適当ではないかと考えている。

(委員)支所の人数については、3割、7割程度は明記する必要がある。

(委員長)そのような形で明記することでよいか。

(一同)異議なし。

(委員長)議会を除く、他の委員会は支所機能の中で対応するということで確認してよいか。

(一同)異議なし。

(委員長)「新市事務所の位置決定のコンセプト」は継続審議とする。

(委員)支所に一定の権限を持たす方向で決まったのは画期的なこと。今後、どのような手順で新機構を決めていくことになるのかを聞かせて欲しい。また、人数の中に現業職的な人も含めているのか聞かせて欲しい。

(事務局)人数の中には、現業関係は含んでいない。本来、本庁に勤務すべきと考えられる職員は、現在出先機関にいる場合でも含めている。小学校や給食関係の出先機関に勤務している職員は含んでいない。なお、組織機構は、総務・企画・議会小委員会で検討いただき、協議会で決定していくことになる。

(委員)保育所や幼稚園、学校等の職員については、教育小委員会、住福小委員会で検討するのか。

(事務局)その通りである。

(委員)支所長の権限関係はここでやるべき。いきなり合併協議会に行くのではなく、最終決定はこの小委員会でやるべきである。

(事務局)最終的には合併協議会で決定することになるが、決定はお互い合意の上でということだろうか。

(委員)本庁、支所の権限配分は基本事項であるので、この小委員会で議論することが適当ではないか。

(委員)教育委員会の分野も関係する。

(委員長)複数の小委員会にまたがる分野については、最終決定はここでやるということだろうか。

(事務局)各小委員会の委員長がおられる中で、本日の新市建設計画策定小委員会で骨子について動議いただいた。これに基づき最終の組織図が出てきた場合は、ここでも協議いただき、よりよいものにしていくということについては異論がないと考える。各委員長さんにそのような内容を申し上げ、御協力いただけるよう努力する。

(委員長)各委員長さん方、十分論議していただき、それをここに出していただくということをお願いしておきたい。新市事務所の位置決定のコンセプトは継続審議とし、他は決定いただいたものとして確認いただきたい。

(一同)異議なし。

(2)協議第2号「20 新市建設計画に関すること(継続協議)」

(委員)表現の内容についての質問に対する回答は、どのようになるのか。

(事務局)コンサル対応のものであり、地域の特徴が入っていない場合もある。各委員さんにも熟読いただき、よりよい構想を提案いただけたらと考えている。

- (委員) 疑問点は事前に渡すということによいか。
- (事務局) 事務局に渡していただければ結構である。
- (委員) この4章の中でダイジェスト版が作成されるということであるが、人口推計については、JR複線化等が考慮されていない。
- (委員) 単純に過去数年間からの推計をしたのでは不適切。
- (委員) 個人的に事務局に言うのではなく、やはりここで議論すべき。
- (事務局) ダイジェスト版は住民にPRするためのもの。また、指標については専門的に分析したものであり、大きく変わるものではない。案を作って、委員会で検討してもらおう。
- (委員) 八木町では住宅マスタープランも作っている。そのようなものも加味する必要がある。
- (委員) 各町持ち帰りでもいいのではないか。
- (委員) 人口が減るといふ悲壮感だけがあってはならない。期待感を出す必要がある。例えば、4万人にするにはどうすればよいかということをご皆で考える必要がある。
- (事務局) 現在は素案であり、中身はまだまだ地域の特性を十分反映できていないと認識している。前向きな提案ができるよう対応していきたい。
- (委員長) 継続審議とすることで異議ないか。
- (一同) 異議なし。

(3) その他 新市建設計画に係る「住民アンケート結果」最終報告

- (委員) アンケートの目的は、いかに活用するかということである。結果を見ると、合併に伴って不安に思う点として、「役場が遠くなること」、「中心部に開発がかたよること」を日吉町、美山町では3分の2、八木町では60%が挙げている。いかに住民の方の意向に対応していくかが大切。また、事務局には、対等合併、ゆるやかな合併という基本事項を認識した上で事務を進めていただきたい。
- (事務局) 事務局は当初から中立・公平に進めている。

3. 今後の予定について

第7回新市建設計画策定小委員会の日程

日時：平成16年9月2日(木) 10時～

場所：園部国際交流会館

4. 閉会(午後3時10分)